

越生町イノシシ・シカ被害防止施設設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、イノシシ及びシカによる農作物の被害が著しい地域にその防止施設の設置を促進することにより、農作物被害の未然防止を図るため、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助対象となる事業は、町内に住所を有し、かつ、町税等を滞納していない農家(経営耕地面積10アール以上を町内で営む世帯または農産物の過去1年間の総販売金額が15万円以上あった世帯)がイノシシ及びシカによる農作物の被害が著しい地域にある農地に、電気柵、ワイヤーメッシュ柵又はネット柵(ネット柵はシカ用のものに限る。)を設置する事業とする。

(補助)

第3条 町長は、予算の範囲内において、前条に規定する施設(以下「施設」という。)の設置に要する経費について補助するものとする。

2 補助金の交付は、同一年度内で一世帯1回限りとする。

3 補助金の額は、施設設置に要した費用の2分の1以内の額とし、3万円を限度とする。ただし、算出した額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、越生町イノシシ・シカ被害防止施設設置費補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 設置場所の案内図
- (2) 施設の概要図
- (3) 見積書
- (4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定により補助金の交付申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の交付を決定し、越生町イノシシ・シカ被害防止施設設置費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(申請事項の変更)

第6条 補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助事業の申請に係る事項の変更をしようとするとき、又は補助事業等を

中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ越生町イノシシ・シカ被害防止施設設置変更・中止・廃止申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 第4条及び第5条の規定は、前項の承認をする場合について準用する。
（実績報告）

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、越生町イノシシ・シカ被害防止施設設置事業実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添付して、町長に提出しなければならない。

- （1） 施設の完成写真
 - （2） 領収書
 - （3） その他町長が必要と認める書類
- （補助金の額の決定）

第8条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、その内容を審査し、及び必要に応じて実地に調査し、補助事業の成果が補助金の交付決定内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、越生町イノシシ・シカ被害防止施設設置費補助金確定通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第9条 町長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すとともに、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- （1） 偽りその他不正の手段により、補助金の交付決定を受けたとき。
- （2） 補助金を他の用途に使用したとき。
- （3） この要綱に違反したとき。

（財産処分の制限）

第10条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を町長の承諾を得ないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成26年要綱第37号）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年要綱第16号）

この要綱は、令和3年5月18日から施行する。